



うるま市告示第118号

うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月17日

うるま市長 中村 正人



うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大学生等の市内事業所におけるU・I・Jターン者の就労を促進するため、学生のインターンシップの受入を支援する市内事業者に対し、その支援に要する経費を予算の範囲内で、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（大学院、短期大学等を含む。）、高等専門学校又は専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する者（高等学校にあつては、離島の高等学校に在籍する高校生に限る）。
- (2) 市内事業所 市内に本社、支店、営業所等を有する事業所をいう。ただし、官公庁又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行う事業所を除く。
- (3) インターンシップ 大学生等を対象に市内の事業者等が一定期間実施する就業体験をいう。ただし、各種免許・資格等の取得に必須となる実習（福祉、医療施設、教育現場等における実習等）を除く。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、インターンシップを対面で3日間以上実施している市内事業者とする。

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、市内事業所が実施するインターンシップに3日間以上参加する学生の負担を軽減するために行う支援とする。

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、大学生等が市内事業所のインターンシップに参加するために要した経費とし、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 交通費 居住地からインターンシップを行う市内事業所まで又は居住地から宿泊地を経由し、インターンシップを行う市内事業所までの往復の移動に要した交通費（航空賃、バス賃、船賃、鉄道賃及びタクシー代）とする。ただし、交通費の額は、経済的かつ合理的と認められるものとする。

（2） 宿泊費 市外に居住する大学生等が市内の宿泊施設を利用する場合に要した経費とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとし、同一年度につき一人当たり10万円を限度とする。ただし、この告示以外による補助金等の交付を受けた場合は、助成金の対象としないものとする。

2 1つの企業において1人の学生が複数回にわたりインターンシップを行うときは、助成金の交付は、申請日の属する年度内で1回を限度とする。

（交付申請等）

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、インターンシップが終了した日から30日以内又は2月末日（当該日がうるま市の休日を定める条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条第1号又は第2号に規定する休日の場合は、その前の開庁日。）のいずれか早い日までに、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる書

類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 学生証の写し又は在学証明書
- (2) インターンシップ参加証明書兼領収書（様式第2号）
- (3) 交通費及び宿泊費に係る経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付（決定・却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定が取り消された交付決定者に、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金返還命令書（様式第5号）により返還を求めるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月17日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付申請書兼請求書

うるま市長

申請者 所在地 _____
事業所名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者 _____

助成金の交付を受けたいので、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

1 インターンシップ実施概要	実施場所住所	うるま市			
	実 施 日	年 月 日 ～ 年 月 日 実施日数： 日間（うち対面での実施日数： 日間）			
	実 施 概 要	（インターンシップの実施内容を具体的に記載）			
	受 入 人 数				
2 受入学生 ※申請書に「インターンシップ参加証明書兼領収書（様式第2号）」を添付すること	①	氏 名		学 校 名	
		支援額	円（ 日分）		
	②	氏 名		学 校 名	
		支援額	円（ 日分）		
	③	氏 名		学 校 名	
		支援額	円（ 日分）		
3 助成金振込先（申請者名義）	金融機関名		支 店 名		
	口 座 番 号		口座種別	当座 普通	
	(フリガナ)				
	口座名義人				
4 助成金額	計	円	計	名	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

インターンシップ参加証明書兼領収書

うるま市長

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

学 校 名

(住所)

(学年)

うるま市内事業所のインターンシップに参加し支援金を受領したので、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり証明します。

インターンシップ 参 加 事 業 所 名	
インターンシップ 参 加 年 月 日	(対 面) 年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)
実 施 内 容	
受 領 額	_____ 円

第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあったうるま市インターンシップ受入促進事業助成金の交付について、次のとおり決定・却下したので、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

決定	交付決定額	円
却下	理 由	

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付決定取消通知書

様

うるま市長 印

年 月 日付けで交付決定したうるま市インターンシップ受入促進事業助成金について、下記の理由により交付決定を取消しましたので、うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

交付決定取消額 円

交付決定取消理由	
----------	--

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

うるま市インターンシップ受入促進事業助成金返還命令書

うるま市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり助成金の返還を命ずる。

交付決定額	円
返還額	円
返還期限	